

展望論文

貧困の人類学

—当事者の視点から貧困を捉え直すための理論的展望

渡邊 陽太

1. 本稿の目的と問題設定

本稿の目的は、文化人類学における貧困の議論の成果と課題を整理し、従来の研究の課題を乗り越えるために、広義の貧困研究と問題意識を共有して、貧困の人類学の新しい研究枠組みを提示することである。

従来の文化人類学では、貧困というトピックに対して、貧困の文化論から研究がなされてきた。貧困の文化論とは、オスカー・ルイスが提唱した概念で、貧困者に特徴的な行動様式と思考様式を、経済的および社会的な側面から抽出したものであり、地理的な境界を越えて存在しうる国民文化の副次的な文化(subculture)である(ルイス 2003: 18-19)。例えば、ルイスは、メキシコのある一家について描いた貧困の文化の民族誌のなかで、その特徴的な要素として経済的要素と社会的心理的要素をとりあげた。経済的要素としては、絶えまない生存競争、失業や仕事不足、低賃金、未成年労働、慢性的現金不足、高利貸しからの借金などを、社会心理的要素としては、群居性、私生活の欠如、高率のアルコール中毒、早期の性経験、母中心家族への志向などをあげている(ルイス 1969: xxi)。

しかし、貧困の文化論には、当事者にスティグマを生じさせてしまう懸念もあり、広義の貧困研究のみならず、文化人類学内でも批判がある(Townsend 1979: 66-70; スピッカー 2008: 198; 内藤 2004: 57)。研究の進展にとどまらず、社会問題としての貧困を削減するという目的の上では、当事者へのスティグマができるだけ少なくなる方法で研究がなされるなどの対策が講じられなくてはならない(阿部 2014: 116)。だが、貧困の文化論以降、文化人類学においては、貧困の文化論に収斂しない形での議論はなされてこなかったという問題がある。

この問題に対して、本稿では貧困の人類学の新しい研究枠組みを示す。具体的には、貧困の文化論に収斂しない形での貧困研究として、当事者の視点を明らかにし、貧困対策の問題設定に組み込むことを提案する。これは貧困のみならず、災害、開発、ジェンダーといった幅広い分野の共通課題でもある。また、フィールドで当事者の視点から貧困を具体的に捉えるために、社会的排除と包摂の理論を用いる。そして他分野で行われてきた従来の貧困研究と、貧困を削減するという問題意識を共有し、分野横断的な議論の中に文化人類学の議論を位置づけるために公共人類学の理論を用いる。

ここでまず重要となるのは、広義の貧困研究と問題意識を共有することである。よって、はじめに現代の貧困問題と貧困研究の課題を整理しよう。

2. 現代の貧困問題

(1) 現代の貧困問題と子どもの貧困

貧困という課題は、文化人類学およびほかのアカデミズムにとどまらず、世界的に重要な喫緊の課題として生じている。現在、世界には1日1.90ドル以下で暮らす絶対的な貧困と呼ばれる状況にある人々が約7億人存在している(金子 2017: 61)。こうした貧困状況に対して、国や地域を超えた地球規模での取り組みがなされてきた。2015年に国連で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)では、17ある目標のひとつめで「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」(外務省 2015: 14)と定めており、SDGsの前身であるミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)が、「極度の貧困と飢餓の根絶」を目標とする(高柳・大橋 2018: 4)のみであったことと比べると、より普遍的な意味での貧困削減を目標としていると言える。

そのなかでも、子どもの貧困に対して強い問題意識が向けられている。UNICEF(国連児童基金)は、「すべての子どもの命と権利を守る」(UNICEF 2021b)という目標のもと、保健、栄養、水と衛生、HIV/エイズ、教育など、さまざまな側面から貧困状態にある子どもたちへの支援を行っている。さらに子どもの権利条約を発効し、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現および確保するために必要となる具体的な事項を定め、国際連合加盟国への批准を求めている(UNICEF 2021a)。

こうした子どもの貧困への世界的な問題意識の多くは、発展途上国のような第三世界で生じる絶対的な貧困に関心が向けられてきた。だが一方で、先進諸国における第四世界では経済的な格差拡大による相対的な貧困が問題となっている。第四世界とは、第一世界、第二世界、第三世界に存在する脱植民地化の動きから排除された人々を指す(Manuel and Posluns 2019: 5)。特に第一世界において社会的に排除あるいは「自己植民地化」された人々を意味し、具体的には、長期失業者、未熟練労働者、都市貧困層、エスニックマイノリティ、若者、女性が含まれる(大澤 1999: 316-335)。第四世界の貧困を精力的に測定する OECD(経済協力開発機構)によれば、OECD 加盟諸国の子どもの貧困率は、2015年の時点でアメリカが 19.9%、イタリアが 18.3%、カナダが 17.1%、韓国が 16.0%、日本が 13.9% であることが明らかになっている(OECD 2020)。この量的データからは、先進諸国の第四世界における子どもの貧困が各国に共通する問題であることがわかるだろう。

日本で子どもの貧困率が公式に測定されるようになったのは 2009 年である(厚生労働省 2009: 2)。これは 2008 年以降の子どもの貧困の再発見が契機となり、その議論の高まりを受け、2013 年には子どもの貧困対策法が成立した(阿部 2014: 216)。同法では、国と地方公共団体が基本理念に則り、子どもの貧困対策を総合的に策定および実施しなければいけないことを義務づけている(内閣府 2013: 2)。しかしこれは子どもの貧困対策のあるべき方向性を定めた理念法であったため、具体的な対策は実施されなかった(阿部 2014: 217)。そのため 2014 年には、より具体的な対策を行うために、「子供の貧困対策に関する大綱」が作成された。そこでは子どもの貧困に関する基本方針が示されたほか、具体的な支援策として、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援、国際化社会への対応が提示された(内閣府 2014)。そして 2019 年には、「子どもの貧困対策法」および「子供の貧困対策に関する大綱」が改訂された。この改訂の特徴は、目標規定に子どもの「将来」だけでなく、「現在」の環境を改善すること、市町村も子どもの貧困対策計画を作るよう努めるものとするものと定めたことがあげられる(芝田 2020: 72)。

そして現在、最新の日本の子どもの貧困率は 14.0%、ひとり親家庭の貧困率は 48.3% を示している(厚生労働省 2019: 14)。子どもの貧困は現代日本にとっても重要な課題であり、まだ対策の歴史が浅く、現在進行形で対処され続けている問題だと言

えよう。

(2) 貧困研究の課題

このように、第四世界の貧困問題は量的データによって明らかになってきた。しかし量的データだけでは捉えることのできない貧困が存在する。それが当事者の視点から見てはじめてわかる貧困である。

従来 of 貧困研究では、エティックな視点から貧困が測定され、それに基づいた対策が行われてきた。例えば、耳塚寛明は親の所得と子どもの学力に正の相関関係があることを明らかにした(耳塚 2009: 1-4)。こうした貧困と学力の関係が問題視されたことから、2013年に制定された子どもの貧困対策法では、子どもの学習支援が数多く盛り込まれている(内閣府 2019: 1)。しかしそれらは通常の授業外での学習支援が多く、一定の成果が報告されるものの、学校生活において生じる貧困問題自体への対処とはなっていない。阿部彩は、子どもにとって学校は学力向上だけの場ではないと指摘し、貧困の子どもを学校に包摂する必要性を主張している(阿部 2014: 202-203)。このように、量的研究には当事者の声を反映しにくいという問題が共通して存在する。また子どもの貧困は政策および研究において、親の貧困の一部もしくは一要因として扱われてきたことから、主体としての当事者の視点が特に見過ごされてきたと言える(リッジ 2010: 15)。

この問題には、子どもの貧困研究にエミックな視点を採用するというアプローチが求められる。テス・リッジは、イギリスの貧困家庭の子どもたちに質的な調査を行い、生活の社会関係的な側面も含めた貧困分析を行った結果、子どもにとって「仲間に溶け込むこと」、「衣服」、「仲間と参加すること」が重要であることを明らかにした(リッジ 2010: 120)。具体的には、「いじめから身を守ること」、「友人関係をつくること」、「『適切な』外見を維持すること」、「遠足や修学旅行に参加すること」、「スティグマを受けずに無料の学校給食を食べること」であった(リッジ 2010: 120-156)。特に「『正しい』服を着ること」、「友人の家に遊びに行くための費用があること」を子どもたちが重要視していたことがわかっている(リッジ 2010: 129-141)。ここからわかるように、質的研究で明らかにできる子どもの貧困は量的研究では明らかにできない課題であると言えよう。リッジの研究で言えば、制服の完全無償化が効果的な対策だと言える。そしてこれは数値を用いた量的研究ではなく、質的研究によ

て明らかにされなくてはならない。このことから、貧困問題を的確に捉えるには量的データと質的データの両方が必要であり、現状では質的データが不足していることが貧困研究全体の課題だと言える。

またもう一つの課題として、分野横断的な議論の必要性が挙げられる。研究課題という枠組みを越えて社会問題としての貧困を削減するには、それぞれの研究領域を越えた分野横断的な議論が必要である。しかし、現在の貧困研究では隣接領域間での関連はあるものの、量的研究と質的研究のように研究内容が大きく異なる分野同士の関連は薄い。幅広い研究領域がそれぞれの分野を越えて貧困削減という目標を達成するには、ディシプリンの共有が必要不可欠である。だがそのための目指すべき方向性および価値観は現在 SDGs しか存在せず、先進諸国の子どもの貧困において、および特定の社会においてどのような方向性と価値観が適切なのかという検討は十分ではない。貧困を削減するために目指すべき方向性と価値観を共有するには、世論と当事者それぞれが共有できる貧困観が必要であるため、当事者の貧困観を明らかにする必要がある。

このように、従来の貧困研究には当事者の視点の欠如と分野横断的な議論の不足という 2 つの課題があると指摘できる。それでは日本の子どもの貧困に焦点を当てた場合にはどのような問題があり、どのような研究がなされてきたのだろうか。

(3) 日本の子どもの貧困研究の課題

日本では第二次世界大戦終戦後、都市空襲によって家族と住居を失った戦災孤児が、被災都市の駅や地下道に集まる「浮浪児」が問題となっていた(岩田 2017: 43)。また浮浪児に限らず、所得の欠乏、インフレの進行、食料など必需品の不足による統制的な配給制度、住宅事情の劣悪さなど、戦争を起因とした貧困を数多くの日本人が経験した(橋木・浦川 2006: 12)。しかしその後の生活保護をはじめとした社会保障制度の成立および戦後復興と高度経済成長による急激な所得上昇により、1960年代から1980年代にかけて、日本の貧困率は5%から10%にまで減少したことがわかっている(橋木・浦川 2006: 18)。このような経済成長と貧困の減少によって、日本社会は「一億総中流」であるという言葉説に包まれるようになった(岩田 2017: 191)。だが事実として中間層の拡大と多様化、新中間層の出現があったものの(岩田 2017: 191-193)、のちに阿部が指摘するように、この時代に決して子どもの貧困がなかったわけではなく、

むしろ常に存在し続けていた問題であった(阿部 2014: 7)。さらに一億総中流という言説のもとでは、子どもの貧困は見過ごされてきた(阿部 2008: ii)ことに加えて、貧困と子どもが結びつけられにくい状況にあった(元森 2016: 135)。現に橘木と浦川が参照した複数人の研究者による貧困測定の記録では、生活保護基準額を用いた世帯単位での貧困が測定されたのみで、子どもに焦点を絞った貧困率は測定されていない(橘木・浦川 2006: 19)。このように、子どもの貧困は日本社会に確実に存在していたものの、経済成長と一億総中流言説によって見過ごされ、2000年代の子どもの貧困の再発見まで不可視化されていた。

日本において子どもの貧困が盛んに議論されるようになったのは、阿部彩(2008)による子どもの貧困研究が出版された 2008 年以降である。その後さまざまな形で子どもの貧困を測定する研究がなされ、現代日本において子どもの貧困という問題があることが再発見された。しかし前述のように、子どもが何を貧困だと考えているのか、貧困をどのように認識しているのかについて、未だ明らかになっていないことが多い。またこれは日本だけの問題ではない。例えばイギリスの子どもの貧困における社会的排除を当事者の視点から明らかにしたリッジは、「歴史的に見て、貧困をめぐる議論や社会政策的な対応の中に、貧困状態にある子どもの問題は概して不在であった」(リッジ 2010: 15)と述べており、子どもの貧困が家族の貧困問題の一部として内包されてきたことを指摘している。

一方、日本の子どもの貧困には独自の課題もある。それは国際的にも深刻なひとり親家庭の貧困と不可視化された貧困である。日本の子どもの貧困率は、最新の 2018 年の時点で 14.0%、ひとり親家庭の貧困率は 48.3% であり(厚生労働省 2019: 14)、ほかの OECD 加盟諸国と比較できるデータを用いれば、2015 年の時点で子どもの貧困率が 15.7% で 37 カ国中 13 番目に高い。なかでもひとり親家庭の貧困率は、少し古いデータになるが、2003 年の時点で 58.7% と 30 カ国中最も高くなっている。このように、日本のひとり親家庭における子どもの貧困は国際的にも深刻であることがわかる。さらに、先進諸国の子どもの貧困問題が移民の増加によるエスニックマイノリティ、移民、失業者といった目に見える貧困であるのに対し、日本の貧困は表面化しづらい不可視化された貧困であることも特徴的である(金子 2017: 45-51)。

加えて貧困という問題では、社会における貧困者の脆弱性が表面化する。公共空間

における脆弱性という問題は、公共人類学においてさまざまな議論がなされてきた(木村 2013: 25-27)。しかしそこでは災害のような非日常において表面化する脆弱性が取り上げられており、貧困のような日常的に表面化する問題を扱ったものは少ない。だが、木村周平が「災害脆弱性は、日常の社会環境のなかで、そこにおける政治経済的な仕組みを通じて、構築されている」(木村 2018: 205)と述べるように、非日常において脆弱性が高まる人々は、当然ながら日常においても脆弱性は高いと言える。そのため、貧困問題における脆弱性を明らかにすることで、日常に潜み、いつでも表面化する脆弱性に対してどのようなアプローチが求められるかを提示することができるだろう。

このように日本の子どもの貧困の状況は、主に量的データを用いて明らかにされてきた。しかし、それらの研究から発展して生じた課題として、(1)当事者の不在、(2)不可視化された貧困、(3)日常において表面化しやすい脆弱性という 3 つがあげられる。この課題に対処するには、当事者の視点から貧困を捉える質的な研究が必要不可欠である。よって、人間の文化を研究してきた文化人類学の蓄積が重要な役割を担うことができるだろう。

3. 文化人類学における貧困研究の成果と課題

文化人類学において、貧困は貧困の文化論から議論されてきた。ルイスは貧困の文化を、それ自体の様式を有し、その構成員に対して社会的、心理的な重要性を持ち、地理的な境界を越えて存在しうる国民文化の副次的な文化(subculture)であると定義している(ルイス 2003: 18-19)。さらにルイスは貧困の文化を、(1)部分文化とより大きな社会との関係、(2)スラム社会の性質、(3)家族の性質、(4)個人の性質の 4 つのカテゴリーに下位分類した。この貧困の文化論は、文化人類学の領域を越えて広く議論されている。特にアメリカでは疫学的研究とアンダークラス論に結びつき、貧困が遺伝的に継承されるとする貧困の優生学の議論へと発展したことによって、貧困者へのスティグマを伴う自己責任論と当事者非難の言説とも結びついている(金子 2017: 100-104)。

しかしルイスはスティグマが生じる危険性を鑑みていなかったわけではない。ルイ

スは、第三者の視点からメキシコの5つの貧困家族を民族誌的に記述した『貧困の文化—メキシコの<五つの家族>』の反省から、続く『サンチェスの子供たち』においては「家族の構成員が自分の言葉で自分の生涯を語るという新しい方法」(ルイス 1969: vii)を用いたことにより、「貧民の研究にありがちな二つの危険——即ち、感傷過多と動物扱い——を避け得たと思う」(ルイス 1969: vii)と述べ、むしろ当事者へのスティグマを避けるための方法論を模索していた。さらにルイスは、自身の貧困の文化研究が貧困当事者への誤解を生んでいることにも触れつつ、「私の希望は<貧しさの文化>の性質のよりよき理解が、やがては貧しい人々と彼らの問題に共感を持って接し、社会での建設的な行動のためのより合理的な基盤を造るようになることである」(ルイス 1970: 2)とも述べている。

一方でルイスの貧困の文化研究には、方法論的および実証的な点からの批判も多い。貧困研究者であるピーター・タウンゼントは、ルイスの貧困の文化研究に対して、(1)ルイスの調査方法は非常に興味深いのが、個人中心的で十分に制御されていない、(2)貧困の文化を規定する基準の多くが、中産階級の諸価値によって定式化されている、(3)貧困の文化を定義する基準が曖昧で、不正確で、非定量的である、(4)多くの実証研究がルイスの発見を否定している、(5)貧困は社会化されることで永続化すると主張する一方で、貧困の文化の諸価値はそのメンバーの多くに受け入れられていないとする矛盾に陥っている、という批判を行っている(Townsend 1979: 66-70)。

このように批判的に捉えられることの多い貧困の文化論であったが、日本ではこれを再考しようとする研究も見られる。江口信清は貧困の文化論を、「適応装置としてのサブカルチャーとしての貧困」と評価しつつ、「個人と環境との相互作用のクッションとしての文化は、とうぜん変化し続け、世代や国境を越える貧困の文化という固定したものは有り得ない」と述べて、より動的に捉える必要性を主張している(江口 1998a: 6)。その上で貧困の文化を、「常に変化しながら、一つの選択肢として存在するのではないか」(江口 1998b: 267)と解釈している。

これを踏まえて、貧困の文化論自体の枠組みを乗り越えようとしたのが内藤順子である。内藤は、「『貧困の文化』とは、貧困の客観的な特徴とその生成条件を言い当てたものであるから、時代の流れとともに書き換えられるべきもの」だと指摘した(内藤 2004: 57)。その上で、貧困の場が持つある種の拘束性とその場に貧困者を安住させ

る引力を説明するために、「貧困のハビトゥス」という概念を提唱している(内藤 2004: 57)。「貧困のハビトゥス」とは、「貧困者の日常実践とそれを通じて形成される心的傾向を内在させた身体に焦点を当てる分析概念」であり、「あるものへの(たとえば投資)への価値観や心的状況、貧困者たちが置かれている状況すべてがからみあって行われる実践があるとき、それをうながしている背景にあるもの」、「過去の生存状況から形成され、現在の生存状況を反映し、実践をかたちづくっている(方向づける)傾向性の総体」と定義された(内藤 2004: 57)。これによって静的な概念であった貧困の文化論が、常に変化しうる動的な貧困のハビトゥスとして発展したと言える。さらに内藤は、都市における空間的な移動に着目し、動的な現象としての貧困、貧困者、研究者のようなそれ以外の人々すべてを覆う「貧困空間」という概念を提案し、より動的な貧困を記述しようとした(内藤 2009: 262)。

内藤らによるこれらの研究は、静的で非通時的な貧困の文化論を動的で変化しうるものとして発展させてきた。しかし貧困のハビトゥスも貧困空間も、動的で可変的でありつつも貧困の文化論であることには変わりなく、結果的にその枠組みのなかに収斂している。このような貧困の文化論の枠組みにとどまる限り、当事者へのスティグマの可能性を消し去ることはできないだろう。よって文化人類学が貧困を扱うには、貧困の文化論には収斂しない研究枠組みが必要不可欠となる。

そこで本稿では、当事者の貧困観を明らかにするという視点を提案する。これは貧困研究の課題でもあり、人間の文化を研究してきた文化人類学が担うことができる課題でもある。具体的には貧困当事者がどのようなことを貧困と考え、それをどのように感じているのかを明らかにする。しかしながら、これだけでは現代日本の貧困を捉えることはできない。なぜなら、現代日本の貧困はこれまで文化人類学が研究してきた貧困とは性質が異なるものだからである。

従来の文化人類学において、研究対象となる貧困の多くは第三世界の貧困であった。ルイスの研究においても、その後の開発の文脈で議論されるようになった貧困も、いずれも他者の問題としての第三世界の貧困である。これは第四世界としての日本の貧困問題にも関心が向けられた際にも同様である。日本の貧困への文化人類学的なまなざしは、主に他者の問題としての貧困、具体的には逸脱者としてのホームレスの貧困であった。日本のホームレスを扱った先駆的な文化人類学の研究として、トム・ギル

の寄せ場研究(ギル 2004; 2009; 2020)が挙げられる。さらに Anne Allison によるネットカフェ難民の研究(Allison 2013)、丸山里美による女性ホームレスの研究(丸山 2013)とホームレスの貧困が注目されてきた。いわば目に見える可視化された貧困が扱われてきたのである。

しかし、貧困問題のあり方が多様化した現代日本では、「他者の問題としての貧困」という視点では適切に捉えることができない貧困がある。最新の貧困率のデータである 2018 年の数値では、相対的貧困率が 15.7%、子どもの貧困率は 14.0%、ひとり親家庭の貧困率は 48.3% である(厚生労働省 2019: 14)ことから、現代日本の貧困は決して逸脱者としての貧困、つまり「他者の問題としての貧困」ではなく、誰もが陥る可能性のある「私たちの問題としての貧困」と捉えなくてはならないことがわかる。このような異なる性質の貧困を把握する際に重要となるのは、セルジュ・ポーガムが提唱した、統合された貧困、マージナルな貧困、降格する貧困という 3 つの貧困の基本形態である(ポーガム 2016: 119)。統合された貧困は、特定の地域と社会に属する伝統的な貧困、マージナルな貧困は、社会の周縁部に追いやられた少数者たちの貧困、降格する貧困は、現象の広がりに伴い、社会全体に影響を及ぼし、社会秩序と諸個人の凝集性を脅かすような集合的不安を生み出す貧困と定義された(ポーガム 2016: 119-123)。日本の貧困問題に当てはめれば、「他者の問題としての貧困」は少数者たちのマージナルな貧困であり、「私たちの問題としての貧困」は集合性のある降格する貧困と言える。

こうした「私たちの問題としての貧困」に注目した先駆的な質的研究としてあげられるのが、林明子の研究である。林は日本の生活保護世帯の中学生に焦点を当て、貧困の子どもたちのライフストーリーから、貧困の世代的再生産の過程を明らかにした(林 2016)。ここでは貧困の子どもたちの進路選択と家庭環境を分析視点とすることで、相対的貧困家庭に共通する問題として、家庭生活の変容に伴う養育機能の低下と、子どもが家庭生活の維持の役割を担うようになることで授業や部活動などへの参加が難しくなり、学校において周辺化されることで高等教育への進学率が大幅に減少することを明らかにした(林 2016: 192-197)。しかし林の研究は、すでにある貧困による世代的再生産に着目したという点ではマージナルな貧困と言える部分もあるだろう。

それに対し、現代日本の貧困を誰もが陥る可能性のある貧困として捉えたのは、上

間陽子である。上間は沖縄県で風俗店に勤務をしていた、あるいは援助交際をしながら生活をしてきた 10 代から 20 代の女性の民族誌を記述した(上間 2017: 254)。ここで記述されたのは、社会の周縁部に追いやられた少数者たちの貧困ではなく、ごく普通の若い女性たちが貧困、性被害、不安定就労という問題に直面している状況であった。また知念渉は、日本の高校におけるヤンキーを<ヤンチャな子ら>として捉え、彼らの学校経験と大人への移行過程を民族誌として記述した(知念 2018)。ここでは「記述の実践としての家族」という視点から、貧困家庭に暮らす<ヤンチャな子ら>が、自ら「逸脱的な家族」という記述を「正常な家族」に書き換える様子が記されている(知念 2018: 163-164)。両者の研究からは、現代日本の子どもの貧困が「他者の問題としての貧困」という視点では限定的な側面しか捉えられず、「私たちの問題としての貧困」として捉える必要性が読み取れる。

このようにルイスの貧困の文化論以降、文化人類学ではいくつかの論点から貧困が議論されてきた。これらを踏まえて文化人類学における貧困の議論が乗り越えなくてはならない問題が 2 つある。それは第一に貧困の文化論とスティグマの問題、第二に現代日本のような第四世界の貧困をどう研究するか、そして第三に文化人類学から議論することで貧困をどうすべきなのかという問題である。

これらの問題を解決するために、本稿では貧困の人類学の新しい研究枠組みを提案する。まず貧困の人類学が研究対象とするのは、当事者が考える貧困観である。貧困の文化論とは異なり、当事者の視点から貧困とは何かを考え、貧困対策の問題設定に組み込むことを特徴とする。さらにこうした貧困を、逸脱者である「他者の問題としての貧困」ではなく、誰もが陥る可能性のある「私たちの問題としての貧困」と捉える。これによって相対的貧困率が高く、不可視化された日本の貧困の実態をより正確に捉える視座を持つことができるだろう。

その上で新たに課題となるのは、フィールドで当事者の視点から貧困を捉えるにはどのようにすれば良いかということである。それには社会的排除と包摂の理論が必要となる。

4. 社会的排除と包摂理論と前提からの排除

社会的排除と包摂の理論は、文化人類学のみならず、社会学と貧困研究でも蓄積が厚い。そのため、文化人類学における議論を進めるには、社会学と貧困研究における議論も踏まえることが必要不可欠である。

社会的排除概念の理論的なルーツは、マックス・ウェーバーの「社会的閉鎖(social closure)」理論にある(リスター 2011: 114)。この社会的閉鎖とは、「独占と排除の行為を支配する、フォーマルなもしくはインフォーマルな、公然のもしくは隠然たる規則」(マーフィー 1994: 3)である。貧困という文脈で社会的排除と包摂が議論されるようになったきっかけは、1970年代のフランス社会政策であった(スピッカー 2008: 128)。しかしフランスでは社会的包摂という言葉ではなく、代わりに「連帯」が用いられた(スピッカー 2008: 128-129)。これはフランスでは、福祉国家として貧困者を包摂するのではなく、すべての国民に普遍的な社会保険の適用範囲を拡大することによって、連帯のネットワークに取り込むという政策が取られていたことによる(スピッカー 2008: 129)。そのため、社会的排除という言葉はこの連帯から抜け落ちることを意味しており、障害者、シングルマザー、被虐待児、薬物依存者など、逸脱者として扱われていた(金子 2017: 77)。

このように社会的排除と包摂は、貧困の文脈では政治的な意味を伴いながら用いられることが多かった。そのなかで社会的排除について典型的に定義したのが、Hilary Silver である。Silver は、連帯(solidarity)、特殊化(specialization)、独占(monopoly)の3つの枠組みを提案した(Silver 1994: 539)。この Silver の3つの枠組みは、それぞれ共和主義、自由主義、社会民主主義という政治哲学に基づいていることが特徴的である(Silver 1994: 539)。その後、社会的排除のより具体的な定義が、イギリスのブレア政権によって 1997年に設立された「社会的排除ユニット(the Social Exclusion Unit)」によって示された。ここでは社会的排除を、失業、低いスキル、低所得、みすぼらしい住宅、高い犯罪率、不健康、家族崩壊など、複合的に結びついた問題に苦しんでいる人々や地域に生じている何かを端的に表す言葉であると定義している(Social Exclusion Unit 2001: 10)。社会的排除ユニットによる定義は、社会的排除という「状態」を定義したものであり、これを「過程」として捉えることに意義がある(金子 2017:

78)。

一方、「関係」という点から定義した Gordon らは、社会的排除を、(1)貧困：十分な所得や資源からの排除、(2)労働市場からの排除(3)サービスからの排除：基本的なサービスへのアクセス権の欠如。電気、水道、交通、商業施設、金融機関など(4)社会関係からの排除という4つの次元で説明した(Gordon ほか 2000: 54-56)。またルース・リスターは、貧困と社会的排除の関係は、原因と結果の観点か、説明的な方法のどちらか(ないし両方)で表すことができると示している(リスター 2011: 123)。つまり(1)一方が他方の原因および結果となる場合、(2)一方の特定の形態として他方が含まれる入れ子の場合、(3)両者が重なり合うところで貧困と社会的排除が生じている場合で説明できるということである。ほかにも岩田正美は、社会的排除を「参加の欠如」として説明する(岩田 2008: 22)。ここで言う参加とは単に関係性を維持しているだけではなく、集団内での段階的な参加も含む(岩田 2008: 23)。例えば岩田は、職場集団において上層部に権限が集中し、下位に行くほど小さくなることをあげて、職場での意思決定に対する段階的な参加と排除を説明している(岩田 2008: 23)。また湯浅は、セーフティネットからの排除という観点から「五重の排除」を提示している。それは(1)教育課程からの排除、(2)企業福祉からの排除、(3)家族福祉からの排除、(4)公的福祉からの排除、(5)自分自身からの排除である(湯浅 2008: 60-61)。

これらの状態および関係という観点は、社会的排除と包摂が生じる現象を明らかにしている点では共通する。他方で、社会的排除と包摂を時間的な変容として捉えたのがセルジュ・ポーガムの貧困の基本形態の理論である。前述のように、統合された貧困、マージナルな貧困、降格する貧困の3つに類型される貧困の基本形態(ポーガム 2016: 119)は、社会的排除の過程に焦点を当て、貧困にどのように影響を与えているのかを理論的に説明したものであった。

文化人類学においては、社会的排除と包摂を当事者の視点から捉え、社会的に排除および包摂された者が、それに応答しながら構築する場への注目が試みられてきた(内藤 2012: 238)。内藤直樹は、社会的排除と包摂が生じる場の分析視点としてゴッフマンの理論を援用しながら、難民キャンプ、先住民定住地、障がい者福祉施設、児童福祉施設などの何らかの「全制的施設」(ゴッフマン 1984: v)およびそれにかかわる地域社会、市場、制度、組織などが複雑に絡み合うなかで形成される排除と包摂が入り組

んだ空間を「アサイラム空間」と名づけた(内藤 2012: 230)。例えば、飯嶋秀治は、児童養護施設での調査から、入所者が施設内暴力の常態化を原因として退所後も社会的に排除される傾向にあると明らかにした(飯嶋 2012: 278)。その分析からわかったのは、社会的包摂を目的としたアサイラム空間が、むしろ排除された人々をそこにとどめおく場に転換しているということであった(内藤 2012: 238)。また、何が排除で何が包摂なのかが自明ではない状況であるほど、それらが多様なかたちで現れており、むしろ排除と包摂は相互に絡み合いながら展開していることも指摘されている(内藤 2014: 13)。そして排除が構築される過程を検討すると同時に、それに対して排除された者がいかなる包摂の対象として、どのように特定され、それにむけてどのような働きかけが設定、組織化、実行されているか、さらにそれに対して包摂/ 排除された者がいかに応答しながら生の場が構築されているのかを検討することが重要だと問題提起されている(内藤 2014: 3)。

これに対して山北輝裕は、アサイラム空間という視点では捉えきれない社会的包摂を「日常的包摂」として分類している。日常的包摂とは、日々の生活レベルにおける限りなく包摂に近い何かであり、アサイラム空間のような「制度的包摂」に対するものである(山北 2014: 201-202)。山北は、日本のある地方の公園で生活する野宿者の男性が、当初行政から強制排除が行われたものの、彼と信頼関係を築いていた近隣住民からの強制排除反対署名が集まった事例をあげている(山北 2014: 206-210)。この男性は、公園に遊びに来る子どもたちと仲良くなるなかで、子どもたちの安全を見守り、一緒に遊ぶようになっただけでなく、保護者からの信頼も獲得するようになり、やがて彼に子どもを預けて買い物に行くといった「路上の託児所」とでもいうべき存在になったことで、行政からの強制排除を免れた。このことから山北は、日常的包摂がある種、社会関係の水準であり、状態というよりも贈与、支援、交流などの何かしらの社会的行為を契機とした営みの連続=プロセスとして捉え、行為者間の相互作用のなかで付与されるものであると述べている(山北 2014: 202)。

社会学と貧困研究によって、社会的排除と包摂が、状態と関係という現象として、もしくは過程という時間的な変容として明らかにされてきたのに対し、文化人類学からはむしろ複雑な現象として排除と包摂を捉え、人々のあいだで行われる行為とそれによって構築される場に注目してきたことがわかる。しかしながら、いずれの研究も

すでに表面化した社会的排除と包摂を扱ったものであり、議論の前提段階で社会的排除が生じている可能性があるという視点が欠けている。つまり問題設定の段階で、すでに排除されている者がいる可能性である。例えば、役所に行かないと支援を受ける申請ができないのに、役所の受付時間が支援希望者の事情に合わず、そもそも申請が受けられない場合があげられる。ほかにもこうした支援の情報を知ることができず、申請までたどり着けない場合もあげられるだろう。このように、前提から排除された者は議論の俎上に上がることもできずに見過ごされてしまう。なぜなら議論の問題設定を行うのは、制度設計者、研究者、実務者といった当事者ではない人々だからである。よって、こうした前提からの排除を明らかにするには、社会的排除を経験する当事者の視点が必要になる。これまで非当事者の視点から捉えていた貧困を当事者の視点から捉え直すことで、議論の問題設定の根本的な再考が迫られるだろう。

ただし、当事者の視点を明らかにするだけでは貧困の削減には不十分である。公共の問題としての貧困にアプローチするには、文化人類学にとどまらず、他分野の専門家にも伝わる形で議論しなくてはならない。つまり、これらの問題設定を他分野の貧困研究とディシプリンを共有した分野横断的な議論に位置づけることが必要である。この点は次節で新たに構想する「貧困の公共人類学」によって可能となる。

5. 貧困の公共人類学

貧困の公共人類学の新しい研究枠組みを示すために、まずは公共人類学の蓄積を整理しよう。公共人類学とは、1990年代のアメリカ人類学において登場した分野である(山下 2014: 5)。山下晋司によれば、1990年代中盤にアメリカ人類学会会長を務めたピーコックが、“Public or perish(公共的でなければ、滅亡)”と説いたことに始まる問題意識であり、Robert Borofsky の主張を要約して、今日の社会のなかで人類学が存在感を示しておらず、公共領域での発言権を失っていたことが背景としてあったと述べている(山下 2014: 5-6)。その後 Borofsky は、公共人類学の目的を、必ずしも人類学者が解決できないとしても今日の複雑な社会問題を捉え直し、よりわかりやすく示す行いをほかの分野の人にも理解できる方法で幅広い社会の関心に結びつけることと述べた(Borofsky 2000: 9)。

公共人類学について初めて具体的な枠組みを提案したのは Peacock である。Peacock は、人類学における主要な転換期として参与観察の発明による「遠く離れた場所からの目による観察から、目と耳を用いた参与への移行」をあげている(Peacock 2001: 128)。その上で次の主要な転換期として、“a hands-on participation(実践的な参与)”による公共人類学を構想した(Peacock 2001: 128-129)。それと同時に公共人類学が取り組むべき課題は、貧困、ホームレス、暴力、環境問題、グローバリゼーションの影響など、我々の社会にとって重要なあらゆる問題であることも述べている(Peacock 2001: 129)。また Sanday からは、“Public Interest Anthropology(公益人類学)”が構想されている。これは研究の関心としてさまざまな社会問題を扱うという点では、Peacock と Borofsky の構想した公共人類学と共通するが、社会正義、民族共生、平等、人権、幸福(well being)といった概念的な問題への貢献を目的とする点で異なる(Sanday 2003)。

日本において公共人類学は、山下によって「公共領域に關与する人類学」と定義されている(山下 2014: 9)。さらに山下はこの公共領域を、(1)国家的な公共領域、(2)国家の下位単位としての地方自治体、さまざまなレベルのローカルな公共空間、(3)企業の社会的責任(CSR)に見られるような公共領域、(4)国連、世界銀行、ユネスコのような国際機関が關係する国際的な公共領域、(5)NGO のような草の根グローバリゼーションの領域、(6)ボランティアのような新しい公共領域の 6 つに分類している(山下 2014: 9-10)。加えて公共人類学における最も重要なキーワードとして「關与(engagement)」と「協働(collaboration)」を挙げている(山下 2014: 10)。

「關与」とはまさに Peacock が指摘したように、参与観察という人類学の方法論と密接に關係しているが、公共人類学においては観察よりも参与に力点が置かれ、当該社会が直面する問題の解決に向けて貢献することが目的となる(山下 2014: 10-11)。一方で、清水展は「關与」というキーワードに対して「応答する人類学」という方向性を提案している(清水 2013: 346)。応答する人類学とは、「フィールドワークと、そこでの人類学(者)の応答性を重視すること、応答性にもとづく公共性の展開や拡充が重要であること」(清水 2014: 19)である。ここで言う応答とは、「人類学者の側が呼びかけられていることを自覚し、それに対するレスポンスとしての、具体的な発言と行動」(清水 2014: 19)である。清水は 1991 年にフィリピンのピナトゥボ火山が大爆発

したあと、現地での NGO 活動とフィールドワークを通して、人類学者がフィールドワークを行うということはその終了後もさまざまな形で現地の人々とコミットせざるを得ない状況にあることだと主張した(清水 2003: 105)。応答する人類学において清水が強調するのは、「巻き込まれからコミットへ」という人類学的な調査過程である(清水 2013: 348)。公共人類学が公共の問題への積極的な関与を主張していたのに対して、当該社会に身を委ねるような形での「受け身の調査スタイル」(清水 2014: 27)が特徴的である。それを経て清水は、公共人類学には社会に対する説明責任と透明性に加え、「調査地の人々への、そして彼らが直面する問題へのコミットメント」として応答性あるいは応答責任が必要だともしている(清水 2014: 21)。ここでは、誰に対して何に対して応答するのかということが問われる。清水が想定するのは、フィールドワークを行っている現地の人々、人類学者が暮らしている現代社会・世界、そして人類学者自らの頭に対して、第一にフィールドの人々が抱える切実な問題、第二に日本および現代社会・世界が直面している喫緊の課題に応答することである(清水 2014: 25)。これを踏まえて、人類学者としてだけでなく、現地の人々と支援者として友人としてかわり、協働性を持って民族誌を記述することで、従来の人類学者対インフォーマントというある種の権力構造に疑問を投げかけている(清水 2014: 32)。

他方で「協働」とは、Eric Lassiter によって提案された「協働研究(collaborative research)」(Lassiter 2008: 70)を意味し、地域社会や政策策定に積極的に関与しつつ展開される方法論である(山下 2014: 11)。山下は公共人類学を、「公共的課題に関与しつつ、人類学を実践すること」であり、アカデミズムを越えて公共領域に関与することで、学問的な貢献だけでなく、実社会への貢献も試みるものだと位置づけている(山下 2014: 14)。ただそこにはどのように学問と社会をつなぐのか、何をもって社会への貢献とするかという前提にある問題と、実用・活用と批判・介入の間の揺れという問題がある(木村 2018: 200-201)。

こうした理論的な構築の前に、日本における先駆的な公共人類学の取り組みとして最初に取り上げられたのは異文化共生という課題だった。岸上伸啓は、都市イヌイトに関する人類学的な調査から自身の人類学的な実践と公共人類学を結びつけている(岸上 2006: 519)。そこでは人類学者による調査地域の社会という他者の生活への介入、つまり関与と協働を実践する際に倫理上の問題が生じることが指摘されている(岸

上 2006: 521)。

現在の日本の公共人類学における主な研究対象は、2011年3月11日に発生した東日本大震災をはじめとした災害である。まず市野澤、木村、清水、林は、東日本大震災のような大規模な災害に対して、人類学に何ができるかを考えた。地震発生から3ヶ月の段階でのこの論文では、「拙速に結論を出すのではなく、見解の多様性を保持したまま提示し、議論を継続する」(市野澤・木村・清水・林 2011: 92)こと、「専門能力を駆使して事態の收拾や改善にあたる力強い行動家ではなく、むしろ消極的にすら見えるかもしれない内省的な人類学者象」(市野澤・木村・清水・林 2011: 89)を提示している。また木村は後に「おそらくできることは、やはり長期的な関わりなのではないか」(木村 2013: 13)とも述べている。

さらに木村は、1999年のトルコにおける大地震と東日本大震災に共通性を見出し、公共性というキーワードから震災の公共人類学を構想した。木村の研究では、災害時における脆弱性と、それに対するレジリエンス(木村 2013: 23-26)、そして災害時および災間期における「呼びかけ」と「応答」による関係性の構築(木村 2013: 257-259)に焦点が当てられている。災害研究において脆弱性とは、災害に対して経済的あるいは身体的、地理的といった側面において、より脆弱な条件のもとにある人あるいは集団がより被害を受けやすいという考え方である(木村 2013: 23)。これに対して人類学者が行ってきたのは、政策やプロジェクトと現地の人々とのあいだに生じる乖離という脆弱性を指摘し、それに対する現地の人々のレジリエンス、すなわち当事者が持つローカルな知識、経験、記憶そして災害に対する主体的な活動に目を向けることであった(木村 2013: 25-26)。木村は大規模地震の被害を受けたトルコにおいて、人々の被災の記憶が共有される様子と、あるいは忘れていく、共有できない人々に対してどう伝えるかという問題への対処から、災害の記憶の忘却へのレジリエンスを記述した。

またそのなかでは、大規模地震の救助活動中に用いられた「私の声が聞こえる人はいるか?」という要救助者への応答を求める呼びかけが災間期における防災活動で使われるフレーズとなり、次第に人々を防災活動とボランティアへと誘うメッセージとなっていくことがわかっている(木村 2013: 45-46; 208-211)。ここでは、公共空間において呼びかけと応答によっていかに関係性を生み出し、それを持続していくかということが問われている(木村 2013: 216)。木村は、公共人類学とはこうした関係性の一

部として作用する人類学であり、そして忘却に抗して書くことが人類学にできることだと述べている(木村 2013: 262-263)。

このように関与と協働が主な論点として研究が蓄積されてきたなかで、その2つに「当事者の視点」を加える必要性を明確に説いたのが内尾太一であった。内尾は大規模自然災害という人間の安全保障の問題に対して、尊厳という観点から災害研究において当事者の視点に寄り添いながら議論することの重要性を主張している(内尾 2018: 7-9)。内尾は、東日本大震災で被災した宮城県南三陸町の復興過程に被災地支援のボランティアとして関与し、そのなかで生じた行政と被災者との間の問題から当事者の視点の必要性を説いた。ここでは、巨大防潮堤建設についての行政と市民との説明会において、意見交換という名目であったのにもかかわらず、実際には主導権と決定権ともに行政側が保持し続けており、当事者の視点が置き去りにされていたことが指摘されている(内尾 2018: 154-156)。ほかにも死者への尊厳の問題として、遺体の扱い、慰霊、震災遺構の保存と解体の議論も事例にあげながら、尊厳がエンパワーメントや保護を受ける当事者側の主観を取り組む役割を果たすことを主張した(内尾 2018: 242)。

また早川公は人類学的実践のあり方として「つなぐ」ことを提唱している(早川 2018: 279)。早川は茨城県つくば市北条地区のまちづくり実践において、プロジェクトチームの一員としてかわりながら行政と地域のあいだを記述した。ここで言う「つなぐ」とは、単にアクター同士を仲介することだけに止まらず、フィールドでの意思決定プロセス、そこで期待されること、慣例的な「常識」を知る必要があると述べる(早川 2018: 278-279)。つまり単なる媒介項ではなく、仲介するアクターそれぞれに影響をもたらす必要がある。

このように日本の公共人類学では、災害研究を中心として理論的展開がなされてきた。しかしその構想初期から取り組むべき課題のひとつとして貧困があげられ続けてきたなかで(ピーコック 1993: 232; Peacock 2001: 129)、貧困という課題は未だ着手されていない。特に先進諸国における第四世界の貧困については研究がなされていない。よって貧困問題に対して人類学がどのようにアプローチできるかを検討する必要があるだろう。

では貧困問題に対して、公共人類学は具体的にどのようなことができるだろうか。

まず求められるのは、「関与+協働+当事者の視点→つなぐ」という方法論的展開である。こうした「関与」、「協働」、「当事者の視点」、「つなぐ」ということは、それぞれが別々で行われるのではなく、公共の問題に対するひとつの流れのなかで作用しなければならない。つまり「当事者の視点」に寄り添いながら、フィールドに「関与」し、そこで出会ったさまざまなセクターの人々と「協働」しながら、明らかになったこと、やるべきことを適切な組織に「つなぐ」ことが求められるのである。ここでは専門領域にとどまらず、アカデミズムという枠組みさえも越えて公共の問題にコミットメントする必要がある。そうして貧困当事者の視点を貧困対策の政策立案の議論の俎上に載せることが必要である。これは貧困研究および貧困の人類学の成果を発展的に展開する可能性を持つ。前節でも述べたように、貧困研究には当事者の視点の欠如という課題がある。これを明らかにするために貧困の人類学の研究枠組みを構想したが、それだけでは貧困対策の議論に反映することはできない。明らかにした当事者の視点をフィールドへの関与と協働をもって、他分野の研究者、実践者、政治家へとつなぐことで初めて貧困対策の問題設定に組み込むことができるのである。そのためには、具体的な政策立案ができずとも早川が述べたようにそこでの意思決定のプロセス、そこで期待されること、慣例的な「常識」を人類学者も知る必要がある。またこのアプローチは、当事者の声をどのように巻き込むかという公共人類学の問題意識(木村 2013: 241-242)も共有する。このようにして、貧困当事者の視点を貧困対策の議論の問題設定に組み込むことが貧困の公共人類学が構想するものである。

ここまで、3つの理論の成果と課題を整理しながら貧困の人類学的研究枠組みを提示してきた。それでは、これらを踏まえて具体的にどのような貧困を対象とすれば良いのだろうか。この問いに答えるために、次節では貧困の概念、定義、測定基準という点から子どもの貧困の当事者を明確に定義していく。

6. 子どもの貧困の当事者とは誰か

子どもの貧困において当事者を具体的に示すには、まず貧困という言葉自体を捉え直さなくてはならない。貧困という言葉には、厳密には3つの枠組みが含まれている。リスターは、それを貧困の概念、定義、測定基準に分類している(リスター 2011: 16)。

実際にはこの3つは相互に関係しているものの、これらを明確に区別しておくことは、広義の貧困と狭義の貧困の考え方のあいだで、混同や不要な二極化を回避するのに役立つ(リスター 2011: 16)。

貧困の概念とは、一般的な次元での貧困の意味を表し、定義と測定基準を考える枠組みを提供するものである(リスター 2011: 17)。これは社会のなかで貧困を経験している者とそれ以外の集団との双方にとっての意味であり、言語とイメージを通じて表現される「貧困の言説」も含む(リスター 2011: 17)。次の貧困の定義とは、貧困と非貧困を識別する指標である(リスター 2011: 17-18)。貧困の定義は絶対的なもの、相対的なものによって異なり、また両者のなかでもさまざまな定義によって差異が生じており、貧困の概念と重なる部分もある(リスター 2011: 18)。最後の貧困の測定基準とは、定義を運用可能にする方法を表現したもので、貧困者と定義される人々を認定およびカウントし、貧困の深刻さを測定するためのものである(リスター 2011: 19)。ここでは従来の貧困研究において最も一般的に用いられる貧困の概念、定義、測定基準を示し、当事者とは誰なのかを具体的にしていこう。

まず貧困の概念としては、主にスピーカーによる議論が引用される。スピーカーは、前提として言葉を定義するには「本質」すなわち核となる何かの姿を解き明かす必要があるが、それは貧困のみならず、単純な概念の場合ですらうまくいかないとして、貧困に「本質」などないと述べた。その上で「貧困」は多くの意味を持ち、そこには11の意味の群れがあることを示した(スピーカー 2008: 21)。そしてこれらの11の意味の群れとじかに結びつき、それぞれに共通する規範的概念として、「容認できない辛苦」を示している(スピーカー 2008: 25)。これは貧困を対策すべきものとする道徳的な概念である。また秋元美世らによって編纂された現代社会福祉辞典では、貧困を「人々の生活における何らかの『受け入れがたい欠乏』」(秋元ほか編 2003: 388)と定義している。秋元らの貧困の概念は、スピーカーの「容認できない」と同様に、「受け入れがたい」という道徳的な表現を用いながらも、「辛苦」という感覚的な表現ではなく「欠乏」という状態を示す表現を用いた点が特徴的である。すなわち、衣食住などの物的な財、心身の健康、社会関係、生活機会などの欠乏という観点(秋元ほか編 2003: 388)から貧困の定義および測定が可能になる点が優れている。そのため本稿では、秋元らによるものを貧困の概念として採用する。

次に貧困の定義として、厚生労働省が設定する子どもの貧困線を下回った状態としてのエティックな定義を用いる。貧困の人類学ではエミックな子どもの貧困を明らかにすることが目的であるが、これは誰が貧困であるのかという問いと矛盾する。つまりエミックな子どもの貧困を明らかにするには、エティックな基準から対象者を見つけなくてはならないのである。そのため対象者となる貧困の子どもは、エティックな基準で選ぶことになる。この貧困線の測定基準は、世帯の等価可処分所得を並べた第一四分位を貧困線とし、それ以下の世帯で生活する子どもを相対的貧困とするものである(厚生労働省 2019: 14)。またもう一つの定義として、生活保護受給、児童扶養手当「全部支給」、就学援助受給のいずれかに該当するというエティックな定義を用いる。

生活保護とは、「最低生活保障と自立助長を目的とした現行生活保護法(昭和 25 年法律 144 号)に基づく制度の通称」(秋元ほか編 2003: 272)である。生活保護法第一章第一条によれば、「日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とあり、生活保護の受給対象となる世帯は最低限度の生活を保障すべき貧困世帯であることがわかる。よってこれはエティックな基準から貧困であると言える。

児童扶養手当とは、父または母(厚生労働省 2010)と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に支給される手当(秋元ほか編 2003: 182)であり、その「全部」支給基準と区分は以下のようになっている。

表 6-1: 児童扶養手当の所得制限限度額の表

扶養親族等の数	全部支給となる所得上限
0 人	49 万円
1 人	87 万円
2 人	125 万円
3 人	163 万円

出所: 仙台市ホームページ(2021)

最新の子どもの貧困率を測定した 2018 年の厚生労働省のデータによれば、貧困線は 127 万円となっている(厚生労働省 2019: 14)。ここでひとり親世帯の構成を想定すると、(1)ひとり親+扶養児童 1 人以上、(2)世帯主+扶養親族 1 人以上+扶養児童 1 人以上のどちらかに必ず当てはまる。このいずれの場合も、上表の児童扶養手当「全部支給」条件に該当する世帯であれば、貧困線を下回る。よって児童扶養手当「全部支給」世帯もエティックな貧困の定義として用いることができるであろう。

就学援助とは、経済的側面から低所得家庭の子どもの教育を受ける権利を実現する教育制度であり(小椋 2008: 17)、その支給基準と区分は以下のようにになっている。

表 6-2: 就学援助の経済的理由の基準額

世帯員数	給与収入の場合 (年間総収入)	自営業等所得の場合 (年間総所得)
2 人	2,702,000 円	1,710,000 円
3 人	3,342,000 円	2,158,000 円
4 人	3,900,000 円	2,580,000 円
5 人	4,340,000 円	2,932,000 円
6 人	5,030,000 円	3,482,400 円
7 人	5,455,000 円	3,821,600 円
8 人	5,880,000 円	4,164,000 円
9 人	6,305,000 円	4,503,200 円
10 人	6,730,000 円	4,857,000 円
11 人以上。 11 人目からは 1 人増すご とに 10 人世帯の額に右記 の額を加えた額。	425,000 円	382,500 円

出所: 仙台市ホームページ(2020)

児童扶養手当とは異なり、就学援助受給条件を満たした世帯が必ずしも貧困線を下回る世帯とは限らない。しかし就学援助制度を規定する学校教育法第 19 条では「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と定められていることから、必ずしも貧困線を下回る状況のみが貧困と判定されてきたわけではないと言える。そのため、

就学援助受給世帯もエティックな貧困の定義として用いる。

以上から、子どもの貧困における当事者とは貧困線以下の経済状況で生活している子ども、もしくは生活保護、児童扶養手当「全部支給」、就学援助を受給している子どもであると定義する。その上で、当事者の視点からこれらの貧困基準を再考することが貧困の人類学に求められる。

7. 貧困の人類学の研究枠組み

貧困はさまざまな形で喫緊の課題として存在している。世界的な問題意識は第三世界の絶対的な貧困に関心が向けられているが、一方で先進諸国における第四世界では経済的な格差拡大による相対的な貧困が問題となっている。そのなかでも、日本の子どもの貧困、特にひとり親家庭の子どもの貧困が国際的にも深刻であることがわかっている。こうした貧困は主に統計を用いた量的研究によって明らかにされてきたが、必ずしも実状に沿った対策が行われているとは言えず、当事者の視点の欠如、分野横断的な議論の不足という課題があった。さらに日本独自の課題として、不可視化された貧困もあげられる。

一方、文化人類学の議論においては貧困の文化論とスティグマの問題が残り続けていた。これまで複数の研究者から貧困の文化論を肯定的に捉えるアプローチ、もしくはより動的な貧困を捉えようとする発展的なアプローチがなされてきたが、いずれも貧困の文化論の枠組みに収斂していた。また文化人類学における貧困の議論は、飢餓、スラム、ホームレスなど、どれも目に見える「他者の問題としての貧困」を扱っていた。しかし現代日本の貧困は決して一部の「他者の問題としての貧困」ではなく、誰もが陥る可能性のある「私たちの問題としての貧困」であることが指摘できる。

これらの問題を乗り越えるために、本稿では貧困の人類学の新しい研究枠組みとして3つのアプローチを提案した。それは第一に、当事者の視点から彼ら彼女らの貧困観を明らかにすること、すなわち何を貧困だと考えているのかを知ることである。また第二に、フィールドの貧困問題を当事者の視点から捉えなおし、現在の問題設定の段階に潜む前提からの排除を明らかにすることである。それによってこれまで見過ごされていた前提からの排除が表面化し、従来の議論の根本的な再検討が迫られるよう

になる。そして第三に、広義の貧困研究と問題設定を共有しながら分野横断的な議論に位置づけ、他分野につなぐことを前提に書くことである。

本稿で提示した貧困の人類学は、貧困を削減することを第一目標としている。これまで日本で不可視化されてきた貧困は、現在「私たちの問題としての貧困」という形で顕在化している。こうした貧困を削減するには、当事者の視点に寄り添い、より実状に沿った貧困対策の議論を行う必要がある。だが当事者の視点を明らかにする質的な研究は不足している。そのため、これまで質的な研究を蓄積してきた文化人類学は貧困削減の議論のなかで大きな役割を担うことができるだろう。そしてこれらのアプローチはすべて一つの流れのなかで作用する必要がある。そのためには、公共人類学において議論されてきた「関与」、「協働」、「当事者の視点」、「つなぐ」という方法を、「関与+協働+当事者の視点→つなぐ」と発展させる方法論的展開が求められる。このように貧困の人類学が明らかにしたことを他分野に「つなぐ」ことをもってはじめ、当事者の視点を議論の問題設定に組み込むことが可能となるだろう。ゆえに、我々は緊急性をもって貧困の人類学に取り組みなくてはならない。

引用文献

阿部彩

2008 『子どもの貧困－日本の不公平を考える』東京：岩波書店。

2014 『子どもの貧困Ⅱ－解決策を考える』東京：岩波書店。

秋元美世・大島巖・芝野松次郎・藤村正之・森本佳樹・山縣文治編

2003 『現代社会福祉辞典』東京：有斐閣。

Allison, Anne

2013 *PRECARIOUS JAPAN*, North Carolina: Duke University Press.

Borofsky, Robert

2000 “Public Anthropology. Where To? What Next?,” *Anthropology News*, 41(5): 9-10.

知念渉

- 2018 『「ヤンチャな子ら」のエスノグラフィー—ヤンキーの生活世界を描き出す』
東京: 青弓社。

江口信清

- 1998a 「『貧困の文化』再考」江口信清編『「貧困の文化」再考』 pp. 1-8、東京:
有斐閣。
1998b 「貧困への適応—ドミニカ国の農村出身者の二つの生き方」江口信清編『「貧
困の文化」再考』 pp. 229-270、東京: 有斐閣。

外務省

- 2015 「仮訳 我々の生活を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」
外務省ホームページ<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>>
より、2020年10月29日取得。

ギル、トム

- 2004 「不安定労働とホームレス—都市の産物」関根康正編『<都市的なるもの>の
現在』 pp. 445-471、東京: 東京大学出版会。
2009 「闘争空間としてのストリート—シェルターを拒否するホームレスの日・米・
英比較研究」関根康正編『ストリートの人類学』(上巻): 149-184。
2020 『毎日あほうだんす—寿町の日雇い哲学者西川紀光の世界』完全版、京都: キ
ョートット出版。

ゴッフマン、アーヴィング

- 1984 『アサイラム—施設被収容者の日常世界(ゴッフマンの社会学3)』石黒毅訳、
東京: 誠信書房。(Asylums: Essays on the Social Situations of Mental
Patients and Other Inmates, by Erving Goffman, New York: Anchor
Books Doubleday & Company, 1961.)

Gordon, David. et. al.

- 2000 *Poverty and Social Exclusion in Britain*, York: Joseph Rowntree
Foundation.

早川公

- 2018 『まちづくりのエスノグラフィー—《つくば》を織り合わせる人類学的実践』

横浜：春風社。

林明子

2016 『生活保護世帯の子どものライフストーリーー貧困の世代的再生産』東京：勁草書房。

市野澤潤平・木村周平・清水展・林勲男

2011 「東日本大震災によせて」『文化人類学』76(1): 89-93。

飯嶋秀治

2012 「社会的排除とのつきあい方ー日本の児童養護施設における臨床心理学と文化人類学の連携」『文化人類学』77(2): 273-293。

岩田正美

2008 『社会的排除ー参加の欠如・不確かな帰属』東京：有斐閣。

2017 『貧困の戦後史ー貧困の「かたち」はどう変わったのか』東京：筑摩書房。

金子充

2017 『入門貧困論ーささえあう／たすけあう社会をつくるために』東京：明石書店。

木村周平

2013 『震災の公共人類学ー揺れとともに生きるトルコの人びと』京都：世界思想社。

2018 「公共性」前川啓治・箭内匡・深川宏樹・浜田明範・里見龍樹・木村周平・根本達・三浦敦『21世紀の文化人類学ー世界の新しい捉え方』pp. 189-221、東京：新曜社。

岸上伸啓

2006 「都市イヌイットのコミュニティー形成運動ー人類学的実践の限界と可能性」『文化人類学』70(4): 505-527。

厚生労働省

2009 「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について」厚生労働省ホームページ<<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002icn-img/2r98520000002ie5.pdf>>より、2020年12月6日取得。

2010 「平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給さ

れます！(平成22年8月～11月分の手当の支給は、同年12月となります。) 」 厚生労働省ホームページ <<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/dl/100526-1b.pdf>> より、2021年2月4日取得。

2019 「令和元年国民生活基礎調査の概況」厚生労働省 <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf>> より、2020年12月7日取得。

Lassiter, Luke Eric

2008 “Moving Past Public Anthropology and Doing Collaborative Research,” *Napa Bulletin*, 29: 70-86.

ルイス、オスカー

1969 『サンチェスの子供たちー I』柴田稔彦・行方昭夫訳、東京：みすず書房。
(*The Children of Sanchez: Autobiography of a Mexican Family*, by Oscar Lewis, New York: Random House, 1961.)

1970 『ラ・ビーダ Iープエルト・リコの一家族の物語』行方昭夫・上島建吉訳、東京：みすず書房。
(*La Vida: a Puerto Rican family in the culture of poverty: San Juan and New York*, by Oscar Lewis, New York, Random House, 1966.)

2003 『貧困の文化ーメキシコの<五つの家族>』高山智博・染谷臣道・宮本勝訳、東京：筑摩書房。
(*Five families: Mexican case studies in the culture of poverty*, by Oscar Lewis, New York: Basic Books, 1959.)

リスター、ルース

2011 『貧困とはなにかー概念・言説・ポリティクス』立木勝・松本伊智朗訳、東京：明石書店。
(*Poverty*, by Ruth Lister, Cambridge: Polity, 2004.)

Manuel, George and Posluns, Michael

2019 *The Fourth World: An Indian Reality*, Minnesota: University of Minnesota Press.

丸山里美

2013 『女性ホームレスとして生きるー貧困と排除の社会学』京都：世界思想社。

耳塚寛明

- 2009 「お茶の水女子大学委託研究・補完調査について」文部科学省ホームページ
 <https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/045/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2009/08/06/1282852_2.pdf>より、2020年12月14日取得。

元森絵里子

- 2016 「大人と子どもが語る『貧困』と『子ども』—どのようにして経済問題が忘れられていったか」相澤真一・土屋敦・小山裕・開田奈穂美・元森絵里子『子どもと貧困の戦後史』東京：青弓社。

マーフィー、レイモンド

- 1994 『社会的閉鎖の理論—独占と排除の動態的構造』辰巳伸知訳、東京：新曜社。
 (*Social Closure: The Theory of Monopolization and Exclusion*, by Raymond Murphy, Oxford: Oxford University Press, 1988.)

内閣府

- 2013 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」内閣府ホームページ
 <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/hinkon_law.pdf>より、
 2020年12月23日取得。
- 2014 「子どもの貧困対策に関する大綱—全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～」内閣府ホームページ
 <<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>>より、2020年
 12月14日取得。
- 2019 「子どもの貧困対策に関する主な施策について(平成31年度政府予算案)」内閣府ホームページ
 <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_10/pdf/ref2.pdf>
 より、2020年12月14日取得。

内藤順子

- 2004 「貧困をひらく—チリ・サンチャゴ市のスラム住民の暮らしと貧困克服計画をめぐって」『九州人類学会報』31: 56-62
- 2009 「今を生きるストリート・エスノグラフィーの実践—すれ違う権力のまなざしとストリートのまなざし：社会環境を映し出す身体：見えにくい闘争の場

所: ストリートに育まれる身体: チリ・サンチャゴ市の『貧困空間』から」
『国立民族学博物館調査報告』80: 245-270。

内藤直樹

2012 「序 社会的排除/包摂の人類学」『文化人類学』77(2)別冊: 230-249。

2014 「「社会的包摂/排除」現象への人類学的アプローチ」内藤直樹・山北輝裕
編『社会的包摂/排除の人類学—開発・難民・福祉』pp. 1-13、京都: 昭和堂。

OECD

2020 Poverty rate (indicator). Retrieved December 19, 2020, from OECD Data,
Access: <<https://data.oecd.org/inequality/poverty-rate.htm> doi:
10.1787/0fe1315d-en>.

小椋佑紀

2008 「就学援助制度研究における社会福祉学分野の課題」『社会福祉学』49(3):
17-28。

大澤善信

1999 「解説 情報都市論の成立過程—M・カステルの学說的展開と本書の位置づ
けをめぐる」カステル、マヌエル『都市・情報・グローバル経済』pp.
281-339、大澤善信訳、東京: 青木書店。

ポーガム、セルジュ

2016 『貧困の基本形態—社会的紐帯の社会学』川野英二・中條健志訳、東京: 新
泉社。(Les formes élémentaires de la pauvreté, 3e éd. by Serge Paugam,
Paris: Presses Universitaires de France, 2013.)

ピーコック、ジェームズ

1993 『人類学とは何か』今福龍太訳、東京: 岩波書店。(The Anthropological Lens:
Harsh Light, Soft Focus, by James L. Peacock, Cambridge: CAMBRIDGE
UNIVERSITY PRESS, 1986.)

Peacock, James L.

2001 *The Anthropological Lens: Harsh Light, Soft Focus SECOND EDITION*,
Cambridge: CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS.

リッジ、テス

- 2010 『子どもの貧困と社会的排除』中村好孝・松田洋介訳、東京：桜井書店。
(*Childhood poverty and social exclusion: from a child's perspective*, by
Tess Ridge, Bristol: Policy Press, 2002.)

Sanday, Peggy Reeves

- 2003 “Public Interest Anthropology: A Model for Engaged Social Science,”
Online Journal of Peggy Reeves Sanday. Retrieved December 20, 2020,
from: [<https://web.sas.upenn.edu/psanday/public-interest-anthropology/public-interest-anthropology-a-model-for-engaged-social-science/>](https://web.sas.upenn.edu/psanday/public-interest-anthropology/public-interest-anthropology-a-model-for-engaged-social-science/).

仙台市

- 2020 「就学援助制度」仙台市ホームページ
<<http://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kakushu/shinse/enjo.html>>より、2021年2月4日取得。
- 2021 「児童扶養手当」仙台市ホームページ
<<http://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hitorioya/shiensedo/fuyoteate.html>>より、2021年2月4日取得。

芝田文男

- 2020 「子どもの貧困対策－京都府母子世帯アンケート調査と国・京都府の政策の現状」『産大法学』54(1): 69-102。

清水展

- 2003 『噴火のこだまーピナトゥボ・アエタの被災と新生をめぐる文化・開発・NGO』福岡：九州大学出版会。
- 2013 『草の根グローバリゼーションー世界遺産棚田村の文化実践と生活戦略』京都：京都大学学術出版会。
- 2014 「応答する人類学」山下晋司編『公共人類学』pp. 19-36、東京：東京大学出版会。

Silver, Hilary

- 1994 “Social Exclusion and Social Solidarity: Three Paradigms,” *International*

Labour Review, 133(5・6): 531-578.

Social Exclusion Unit

2001 *Preventing Social Exclusion: Report by the Social Exclusion Unit*, London: the Social Exclusion Unit.

スピッカー、ポール

2008 『貧困の概念－理解と応答のために』 坏洋一・金子充訳、東京: 生活書院。
(*The idea of poverty*, by Paul Spicker, Bristol: Policy Press, 2007.)

橘木俊詔・浦川邦夫

2006 『日本の貧困研究』 東京: 東京大学出版会。

高柳彰夫・大橋正明

2018 「序章 SDGs とは何か－市民社会の視点から」高柳彰夫・大橋正明編『SDGs
を学ぶ－国際開発・国際協力入門』 京都: 法律文化社。

Townsend, Peter

1979 *Poverty in the United Kingdom: A Survey of Household Resources and Standards of Living*, California: University of California Press.

内尾太一

2018 『復興と尊厳－震災後を生きる南三陸町の軌跡』 東京: 東京大学出版会。

上間陽子

2017 『裸足で逃げる－沖縄の夜の街の少女たち』 東京: 太田出版。

UNICEF

2021a 「子どもの権利条約」公益財団法人日本ユニセフホームページ
<https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html>より、2021年2月
6日取得。

2021b 「ユニセフとは」公益財団法人日本ユニセフホームページ
<https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_unicef.html>より、2021年
2月6日取得。

山北輝裕

2014 「野宿者の日常的包摂は可能か」内藤直樹・山北輝裕編『社会的包摂/排除の
人類学－開発・難民・福祉』 pp. 200-215、京都: 昭和堂。

山下晋司

2014 「公共人類学の構築」山下晋司編『公共人類学』pp. 3-18、東京：東京大学出版会。

湯浅誠

2008 『反貧困－「すべり台社会」からの脱出』東京：岩波書店。